

山梨県立まきば公園指定管理者募集に関するQ & A

質問内容	参照
Q 1 施設の規模等	募集要項 P 1
Q 2 指定管理者の収入	募集要項 P 5
Q 3 まきば公園農畜産物消費拡大推進協議会について	—

Q 1 施設の規模等 参照：募集要項 P 1

建物の概要に、（公財）山梨県子牛育成協会の固定資産であるポニー舎と動物舎が入っているが、当該建物の取扱をどのようにされるのか？基本契約の段階でこれら施設を削除して頂けるのか。当協会の幹事からも指摘を受けているので、当該施設を県へ寄託することも検討して頂きたい。

A ポニー舎と動物舎の取扱については、これまでも畜産課と（公財）山梨県子牛育成協会で協議して参りましたが、引き続き関係各課も交えて検討して参ります。

Q 2 指定管理者の収入 参照：募集要項 P 5

まきば公園の入園料は徴収せず、指定管理者の利用収入はないと記述されており、同第3の1指定管理者が行う業務の（4）に畜産に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務とありますが、委託料以外に収入がない状況では、催しに必要な経費について委託費の中に反映して頂かなければ入園者に対するサービスの向上が図れません。経費削減とサービスの向上の課題に対し、県の考えをお示し下さい。

A 入園者に対するサービスの向上のため、様々な催しは必要であると考えますが、経費については委託料の範囲内で対応していただくことになります。

Q 3 まきば公園農畜産物消費拡大推進協議会について

まきば広場に「まきば公園農畜産物消費拡大推進協議会」の会員が運営する販売施設（鉄骨製のテント施設）があります。県の施設である公園の一角を活用し、地域並びに県産の農畜産物を販売するため、県畜産課が協議会の事務局となり市町村から推薦された生産者団体を会員として登録し、その団体が販売する農産物等を申請に基づき販売許可を出し行っているものと承知していますが、現在は協議会も開催されず活動の実態がわかりません。指定管理者制度に移行し、指定管理者以外のものが公園施設を占有し販売行為を行えるのか疑問です。対外的にどのように整理

し、説明されるのでしょうか？

「まきば公園農畜産物消費拡大推進協議会」設立当初と比べ、道の駅や直売施設が各地にできているので、距離が遠い公園まで来て売買を希望する地元の生産者や消費者は少ないかと思えます。来園者の多くは県外の方が多いことから、協議会の出店者も採算が合うのは夏休み期間中の8月1ヶ月間と思われれます。まきば公園は指定管理者制度が導入され、公募によって指定管理者が選定されますので、募集要項の中で「まきば公園農畜産物消費拡大推進協議会」について全く触れられていないことは疑問が残ります。

- A 「まきば公園農畜産物消費拡大推進協議会」については、「山梨県立まきば公園設置及び管理条例」に基づき、販売行為許可の申請を行い、まきば公園内で販売行為を行っております。なお、本協議会の運営等については、構成員である、県・（公財）山梨県子牛育成協会・北杜市・JA梨北等の関係者で協議し、指定管理者と十分連携を図って参ります。